

(記載上の注意)

1 法第 156 条の 24 第 2 項の申請書又は法第 156 条の 28 第 3 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、代表者の役職氏名欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

2 業務の状況

(1) 今中間期の業務概要

今中間期の営業成績に影響を及ぼした営業上及び営業外の重要事項等並びに業務の方法を変更した場合には、その変更の内容、理由等について簡潔に記載する。

(2) 役員及び従業員の状況

役員欄には取締役、会計参与、監査役及び執行役を、従業員欄には役員以外の全ての従業員（臨時職員等を含む。）に記載する。

3 経理の状況

(1) 比較貸借対照表

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）の様式により作成すること。

(2) 比較損益計算書

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の様式により作成すること。

(3) 営業考課表

対照勘定欄の保管有価証券等には、寄託有価証券の額を含めること。